

# 都市計画決定権者一覧

(平成26年3月31日 現在)

都市計画の種類		県決定	市町村決定	
都市計画区域・準都市計画区域		○		
区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）		○		
地域地区	用途地域・特別用途地区・特定用途制限地域		○	
	高層住居誘導地区		○	
	高度地区・高度利用地区		○	
	防火地域・準防火地域		○	
	景観地区		○	
	風致地区	面積10ha以上（2以上の市町村にまたがる）	○	
		その他		○
	駐車場整備地区			○
	臨港地区	重要港湾、国際戦略港湾、国際拠点港湾	○	
		地方港湾		○
	流通業務地区		○	
	生産緑地地区			○
伝統的建造物群保存地区			○	
都市施設	道路	一般国道	○	
		県道	○	
		市町村道等		○
		自動車専用道	○	
	都市高速鉄道		○	
	駐車場			○
	自動車ターミナル			○
	公園・緑地・広場・墓園	面積10ha以上（国又は県が設置するもの）	○	
		その他		○
	その他公共空地			○
	下水道	流域下水道	○	
		公共下水（2以上の市町村にまたがる）	○	
		公共下水（その他）		○
		その他		○
産業廃棄物処理場		○		

	ゴミ焼却場・その他処理施設			○
	河川	一級・二級河川	○	
		準用河川等		○
	学校			○
	病院、保育所、その他医療施設又は社会福祉施設			○
	市場、と畜所、火葬場			○
	一団地の住宅施設			○
	一団地の官公庁施設		○	
	流通業務団地		○	
防風、防火、防水、防雪、防砂、防潮の施設			○	
市街地開発事業	土地区画整理事業	面積50ha超で国又は県が施行すると見込まれるもの	○	
		その他		○
	新住宅市街地開発事業		○	
	市街地再開発事業	面積 3ha 超で国又は県が施行すると見込まれるもの	○	
		その他		○
地区計画			○	